

第80号議案

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を定めるため。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

- 3 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、職員が新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときに、その者に対して支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 4 前項に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、令和2年5月1日から適用する。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を定めること。(附則第3項関係)
- (2) 感染症防疫作業に係る特殊勤務手当の額は、1日につき3,000円とし、患者の身体に接触して行う作業等にあつては、1日につき4,000円とすること。(附則第4項関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定は、令和2年5月1日から適用すること。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため感染症 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>3 <u>感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナ ウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令 第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第 1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から市民の生命及び 健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定める ものに従事したときに、その者に対して支給する。この場合において、 第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき、3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身 体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他 市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。</u></p>

第81号議案

豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に伴い、題名等の所要
の規定の整備をするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年豊岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第4条第1項中「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削る。

第7条の見出しを「（その他必要な施策）」に改め、同条第1項中「市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用」を「情報推進技術を活用した行政」に、「情報システムの整備その他必要な措置」を「条例又は規則に基づく手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うため、必要な施策」に改め、同条第2項中「措置」を「施策」に改める。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市の機関が」を削り、「して行わせ、又は」を「する方法により」に改め、「できる」の右に「市の機関に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

- 2 豊岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年豊岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に

関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 題名を「豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改めること。(題名関係)
- (2) 市は、条例又は規則に基づく手続等について情報通信技術を利用する方法により行うため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。(第7条関係)
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和2年7月1日から施行すること。ただし、豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市固定資産評価審査委員会条例の規定の一部について、法律名等の改正に係る所要の規定の整理をすること。(附則第2項関係)

豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、<u>図形等</u> <u>人の知覚</u>によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者 <u>の</u> 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう <u>。</u>) を使用して行わせることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、</p>	<p>豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、<u>図形その他</u>の<u>人の知覚</u>によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう <u>。</u>以下同じ。) を使用して行わせることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、</p>

当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2～4 略

（手続等に係る情報システムの整備等）

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置

_____を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 略

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行われ、又は行うことができる_____申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用_____に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織

_____を使用して行うことができる。

2～4 略

（その他必要な施策）

第7条 市は、情報推進技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 略

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、_____電子情報処理組織を使用する方法により_____行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

豊岡市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利</u> <u>用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u>の規定により同 項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前 項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に</u> <u>関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項</u>の規定により同 項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前 項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>

第82号議案

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方税法の改正に伴う所要の規定の整備及び新型コロナウイルス感染症等に係る特例等の規定の整備を行うため。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例

(豊岡市市税条例の一部改正)

第1条 豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に、「(二)」を「(2)」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第75条第1項中「によって」を「により」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の右に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2までの規定」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は0とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成

32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の3を削る。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の右に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8

第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年豊岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、豊岡市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1項第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項から附則第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊岡市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第15項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中豊岡市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条

第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次項、附則第4項及び附則第5項並びに第2条中豊岡市市税条例附則第10条及び第10条の2第18項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中豊岡市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第16項の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8項の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

6 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

7 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を

改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 9 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 12 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 13 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第16項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 14 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 15 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 16 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（豊岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 17 豊岡市市税条例の一部を改正する条例（平成27年豊岡市条例第42号）の一部を

次のように改正する。

附則第15項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第26項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第27項の表附則第18項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表附則第19項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

- 18 豊岡市市税条例の一部を改正する条例（平成29年豊岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 19 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年豊岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第16項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第18項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第19項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第20項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第21項及び第22項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第24項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第25項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第26項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第27項及び第28項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（豊岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 20 豊岡市市税条例の一部を改正する条例（平成31年豊岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第5項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第6項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 個人の市民税において、非課税措置の対象から寡夫を除き、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を加えること。（第24条関係）

イ 個人の市民税において、婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子を有し、前年の合計所得金額が500万円以下であるひとり親を、所得控除の対象とすること。（第34条の2関係）

ウ 固定資産税において、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、その資産の使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができること。この場合は、その旨を事前に使用者に通知すること。（第54条関係）

エ たばこ税において、令和2年10月から令和3年9月までの1年間については、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなすこと。（第94条関係）

オ 納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金において、猶予特例基準割合が年7.3%未満のときは、平均貸付割合に年0.5%の加算した割合とすること。（附則第3条の2、附則第4条関係）

カ 固定資産税において、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例として、事業用家屋及び構築物も課税標準額をゼロとすること。（附則第10条の2関係）

キ 軽自動車税において、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすること。（附則第15条の2関係）

ク 個人の市民税において、土地等の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に関し、個人が低未利用土地又はそのうえに存する権利を譲渡した場合には、当該低未利用土地等の譲渡益から100万円を控除できること。（附則第17条関係）

ケ 新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例において、当該申請に係る訂正は、その期限を20日と定めること。（附則第23条関係）

キ その他所要の規定の整備を行うこと。

(2) 豊岡市市税条例の一部改正（第2条関係）

ア 納税の猶予の適用を受けた場合の延滞金において、納税の猶予をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満のときは、その期間においては、平均貸付割合に年0.5%の加算した割合とすること。（第19条関係）

イ たばこ税において、令和3年10月以後は、1グラム未満の葉巻たばこを1

本の紙巻たばことみなして課税すること。(第94条関係)

ウ 個人の市民税において、新型コロナウイルス感染症特例法に定める指定行事のうち、市長が指定するものの中止、延期等により生じた入場料等の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合は、寄附金を支出したものとみなして、寄附金控除の適用とすること。(附則第24条関係)

エ 個人の市民税において、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年延長し、令和16年度までとすること。(附則第25条関係)

オ その他所要の規定の整備を行うこと。

(3) 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 (第3条関係)

ア 個人市民税において、ひとり親を規定するに伴い寡夫及び単身児童扶養者を削ること。(第3条関係)

イ その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

(1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。(改正条例附則第1項関係)

(2) 市民税及びたばこ税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(改正条例附則第2項から第16項関係)

(3) その他所要の規定の整理を行うこと。(改正条例附則第17項から第20項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(個人)の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p>	<p>(個人)の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p>

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に

經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

<p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3～17 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。))とする。以下固定資産税について同様とする。として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡して所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において</p>	<p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3～17 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。))とする。以下固定資産税について同様とする。として登記又は登録がされている者という。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡して所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において</p>
--	---

当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する

。

当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができ、この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者の所在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができ土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができ土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行

者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6. 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によ

者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7. 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によ

って使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等
にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以
外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土
地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第
1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に
規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者
とみなす。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則
第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の
者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家
屋に付合したることにより家屋の所有者が所有することとなつたもの
（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取
り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、
当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設
備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を
課する。

（固定資産税の課税標準）

第61条 略
2～8 略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以
下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課
税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にか
かわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用

り使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等
にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以
外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土
地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第
1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に
規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者
とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則
第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の
者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家
屋に付合したることにより家屋の所有者が所有することとなつたもの
（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取
り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、
当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設
備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を
課する。

（固定資産税の課税標準）

第61条 略
2～8 略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以
下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課
税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にか
かわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用

<p>地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)のうち、第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>	<p>地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)のうち、第74条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉</p>
--	---

3 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならぬ。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2～5 略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有

4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならぬ。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2～5 略

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有

者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に

租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合

に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中

において、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年

における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定
の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 3 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
 - 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
 - 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
 - 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
 - 8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
 - 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
 - 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
 - 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

<p>13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第44項の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第45項の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は0とする。</p> <p>18 略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31</p>	<p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は0とする。</p> <p>17 略</p> <p>18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は0とする。</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元</p>
--	--

年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となすべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度

年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となすべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度

分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の3 地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定

資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項)又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項)又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地

等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地

等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地

<p>等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)に基づき、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p>第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p>	<p>等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)に基づき、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>
---	--

豊岡市市税条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第48条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項に係る部分を除く。</u>）<u>、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）<u>、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第48条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項に係る部分を除く。</u>）<u>、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）<u>、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1</p>

月を経過する日までの期間

- (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
- （年当たりの割合の基礎となる日数）
- 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 略

2 略

- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業

を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

月を経過する日までの期間

- (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
- （年当たりの割合の基礎となる日数）
- 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 略

2 略

- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 60,000円
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないう以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）	
ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別	

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 60,000円
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないう以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）	
ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別	

<p>表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>2～9 略</p> <p>3 前項に定める均等割の額は、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1</p>	<p>表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>2～9 略</p> <p>3 前項に定める均等割の額は、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1</p>
--	---

項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しななければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出

項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しななければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出

されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわら

されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわら

ず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 略

9. 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第

ず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 略

4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することにより市長の承認を受けたとき

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することにより市長の承認を受けたとき

は、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 略

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならぬ。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を

は、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 略

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならぬ。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を

提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)

提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと

による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は
国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延
滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに
類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつ
たとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第
2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初
申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出に
より納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以
下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正
があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該
当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達する
までの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわ
らず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた
法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48
条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間
に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 略

2・3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出
する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けてい
るもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連
結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の

による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は
国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延
滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに
類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつ
たとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第
2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初
申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出に
より納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以
下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正
があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該
当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達する
までの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわ
らず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた
法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48
条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間
に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 略

2・3 略

算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日以後第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日）が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3～10 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3～10 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項 _____ に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349

条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～17 略

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は0とする。

条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～17 略

18 法附則第64条に規定する条例で定める割合は0とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第84条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(豊岡市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年4月31日まで間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定</p>	<p>(豊岡市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年4月31日まで間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定</p>

<p>は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 削除</p>	<p>は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第3条中豊岡市市税条例第24条の改正規定及び附則第5項の規定</u></p>
<p>(4) 第3条</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2～4 略</p>	<p><u>令和3年1月1日</u></p> <p>(4) 第3条 (前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第9項の規定</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2～4 略</p>
<p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>5 略</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	<p>5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例第24条第1項 (第2号に係る部分に限る。)の規定は、<u>令和3年度以後の年度の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
<p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>5 略</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	<p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

豊岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第17項関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>15 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、豊岡市市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき 4,000円</p> <p>16～25 略</p> <p>26 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に</p>	<p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>15 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、豊岡市市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき 4,000円</p> <p>16～25 略</p> <p>26 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費税等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に</p>

小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

27 第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項	前項	略
	附則第20条第4項	略
附則第19項	平成28年5月2日	平成31年10月31日
	平成28年9月30日	平成32年3月31日
附則第20項の表 以外の部分 ～ 附則第21項	略	

28・29 略

小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

27 第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項	前項	略
	附則第20条第4項	略
附則第19項	平成28年5月2日	令和元年10月31日
	平成28年9月30日	令和2年3月31日
附則第20項の表 以外の部分 ～ 附則第21項	略	

28・29 略

豊岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第18項関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1 略 （市民税に関する経過措置）</p> <p>2 略</p> <p>3 新条例附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4～13 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 （市民税に関する経過措置）</p> <p>2 略</p> <p>3 新条例附則第5条第1項の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4～13 略</p>

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第19項関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中豊岡市市税条例第94条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中豊岡市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第17条から第22条までの規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(7) 第1条中豊岡市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに附則第3項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第23項から第28項までの規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第2号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中豊岡市市税条例第94条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中豊岡市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第17条から第22条までの規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(7) 第1条中豊岡市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに附則第3項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第23項から第28項までの規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>且</p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第2号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個</p>

<p>人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4～15 略</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>16 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における附則第14項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p> <p>17 略</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>18 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所</p>	<p>人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4～15 略</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>16 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における附則第14項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p> <p>17 略</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>18 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所</p>
---	--

持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

19 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第25項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

20 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

21 附則第18項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の豊岡市市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

22 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第18項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添

持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

19 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第25項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

20 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

21 附則第18項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の豊岡市市税条例(以下この項及び次項において「2年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

22 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第18項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添

付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は選付を受けようとする製造たばこについて附則第18項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

23 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

24 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

25 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

26 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、

付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は選付を受けようとする製造たばこについて附則第18項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

23 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

24 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

25 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

26 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、

その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

27 附則第24項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の豊岡市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

28 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第24項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は返還を受けようとする製造たばこについて附則第24項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

27 附則第24項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の豊岡市市税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

28 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第24項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は返還を受けようとする製造たばこについて附則第24項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第20項関係）

現行	改正後（案）												
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1066 1099 1355 2042"> <tr> <td>第34条の7第1項</td> <td>特例控除対象寄附金</td> <td>特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>附則第9条の2</td> <td>特例控除対象寄附金</td> <td>特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）</td> </tr> </table>	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1066 165 1355 1099"> <tr> <td>第34条の7第1項</td> <td>特例控除対象寄附金</td> <td>特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>附則第9条の2</td> <td>特例控除対象寄附金</td> <td>特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）</td> </tr> </table>	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）											
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）											
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）											
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）											

送付	略
<p>5 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成31年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p>	<p>5 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p>
<p>6 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>6 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

第83号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料について、減額又は免除ができるようにするため。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第5条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(法第131条に規定する特別徴収の場合にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4,000,000円以下であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市介護保険条例附則第5条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料について、減額又は免除ができるようにすること。(附則第5条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊岡市介護保険条例附則第5条の規定は、令和2年2月1日から適用すること。

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</u></p> <p>第5条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（法第131条に規定する特別徴収の場合）にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料）であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p>

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4,000,000円以下であること。

第84号議案

豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

環境審議会委員の任期を2年以内に改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例

豊岡市環境審議会条例（平成18年豊岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2年」を「2年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市環境審議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

環境審議会委員の任期を2年以内に改めること。(第5条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市環境審議会条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(委員) 第5条 略 2 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略</p>	<p>(委員) 第5条 略 2 委員の任期は、<u>2年以内</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略</p>

第85号議案

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

竹野川湊館の設置及び管理に関する事項を定めるため。

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 竹野川湊についての知識及び関心を深めるとともに、人と人との交流及び地域の文化の振興を図り、地域の賑わいを創出する拠点とするため、豊岡市立竹野川湊館（以下「川湊館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 川湊館の位置は、豊岡市竹野町竹野422番地とする。

(事業)

第3条 川湊館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 竹野川湊の形成に関する資料及び仲田光成氏から寄贈を受けた作品（以下「作品」という。）の展示に関すること。
- (2) 竹野川湊の文化の振興及び情報発信に関すること。
- (3) 川湊館の施設の使用及び観覧に関すること。
- (4) 作品の貸付けに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、川湊館の目的を達成するために必要な事業

2 市長は、川湊館の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

(職員)

第4条 川湊館に、館長その他職員を置く。

(休館日)

第5条 川湊館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- (1) 水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開館時間)

第6条 川湊館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（主屋及び離れは、午前9時から午後10時まで）とし、午後4時30分以降は観覧のための入館はできない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければな

らない。

2 市長は、前項の許可に川湊館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 川湊館の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 川湊館の使用が川湊館の建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、川湊館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。

(3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。

(4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(5) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、川湊館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第12条 市長は、第7条第1項の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により市長が川湊館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、川湊館への入館を拒絶し、又は川湊館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、川湊館の管理上必要な指示に従わない者

(行為の禁止)

第16条 何人も、川湊館内において、川湊館の管理上支障がある行為をしてはならない。

(立入り等)

第17条 市長は、川湊館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、川湊館の使用を終了したとき、又は第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第19条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(作品の貸付け)

第20条 作品は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、市以外の者に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付作品の引渡し、維持、返納等に要する費用は、作品の貸付けを受けようとする者において負担するものとする。

(貸付けの期間)

第21条 作品の貸付期間は、3箇月を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの承認)

第22条 作品の貸付けを受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に作品の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(承認の基準)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

- (1) 作品の品位を損なうおそれがある場所で展示すると認めるとき。
- (2) 作品を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその貸付けを不適當であると認めるとき。

(承認の取消し等)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの承認を取り消すことができる。

- (1) 第22条の規定に基づく貸付けの承認を受けた者（以下「借受人」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
 - (2) 借受人が貸付けの承認に付した条件に違反したとき。
 - (3) 借受人が詐欺その他不正の行為により承認を受けたとき。
 - (4) 第23条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 市長は、作品の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、借受人に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(指定管理者による管理)

第25条 市長は、川湊館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に川湊館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に川湊館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項（同項第4号を除く。）に規定する事業に係る業務
- (2) 川湊館の使用及びその制限に関する業務
- (3) 川湊館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に川湊館の管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に川湊館の管理を行わせる場合においては、第4条の規定は適用しない。

（利用料金）

第26条 前条第1項の規定により指定管理者に川湊館の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に川湊館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第12条から第14条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第172

号)を次のように改める。

第2条第5号を削る。

第4条の5第1項中「豊岡市立出石明治館及び豊岡市立住吉屋歴史資料館の施設のうち、」及び「及び別表第4」を削る。

第5条第1項中「及び別表第4」を削り、同条第3項中「及び第5号」を削り、「別表第5」を「別表第4」に改める。

第12条第2項中「から別表第5まで」を「及び別表第4」に改め、同条第3項中「から別表第5まで」を「及び別表第4」に改め、「及び別表第4」を削り、「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第1豊岡市立出石加藤弘之生家の項中「法律」の右に「(昭和23年法律第178号)」を加え、同表豊岡市立住吉屋歴史資料館の項を削る。

別表第2豊岡市立住吉屋歴史資料館の項を削る。

別表第4を削る。

別表第5豊岡市立住吉屋歴史資料館(文化交流館、芸術交流館)の部及び備考3を削り、同表を別表第4とする。

(豊岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正)

3 豊岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(平成17年豊岡市条例第220号)を次のように改める。

第1条中「条例は」の右に「、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか」を加える。

第6条第1号及び第7条中「他の地方公共団体その他公共団体又は私人」を「市以外の者」に改める。

別表(第7条、第12条関係)

施設	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
主屋	600円	800円	800円
離れ	300円	400円	400円

豊岡市立竹野川湊館の設置及び管理に関する条例案要綱

1 設置

竹野川湊についての知識及び関心を深めるとともに、人と人との交流及び地域の文化の振興を図り、地域の賑わいを創出する拠点とするため、豊岡市立竹野川湊館（以下「川湊館」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 位置

川湊館の位置は、豊岡市竹野町竹野422番地とすること。（第2条関係）

3 事業

川湊館の事業は、竹野川湊の形成に関する資料及び仲田光成氏から寄贈を受けた作品（以下「作品」という。）の展示に関する事等とすること。（第3条関係）

4 職員

川湊館に、館長その他職員を置くこと。（第4条関係）

5 休館日

川湊館の休館日は、水曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとすること。（第5条関係）

6 開館時間

川湊館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（主屋及び離れは、午前9時から午後10時まで）とし、午後4時30分以降は観覧のための入館はできないとすること。（第6条関係）

7 使用の許可

主屋又は離れを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと。（第7条関係）

8 許可の基準

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき等は、使用の許可をしてはならないこと。（第8条関係）

9 使用権の譲渡等の禁止

施設の使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。（第9条関係）

10 特別の設備の設置等

使用者は、川湊館に特別の設備や器具を設置しようとするとき等は、市長の許可を受けなければならないこと。（第10条関係）

11 許可の取消し等

市長は、使用者が条例に違反したとき等においては、許可の取消し等ができること。（第11条関係）

12 使用料の徴収

市長は、使用の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から使用料を徴収すること。(第12条、別表関係)

13 使用料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができること。(第13条関係)

14 使用料の不還付

使用料で既に納めたものは、還付しないこと。ただし、市長が川湊館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき等は、その全部又は一部を還付することができること。(第14条関係)

15 入館の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、川湊館への入館を拒絶し、又は川湊館からの退館を命ずることができること。(第15条関係)

16 行為の禁止等

何人も、川湊館内において、管理上支障がある行為をしてはならず、市長は、必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り等を行うことができること。(第16条、第17条関係)

17 原状回復の義務

使用者は、川湊館の使用を終了したとき等は、直ちに施設を原状に回復しなければならないこと。(第18条関係)

18 損害の賠償等

川湊館の建物等を汚損等した者は、損害を賠償しなければならないこと。(第19条関係)

19 作品の貸付け

作品は、川湊館の設置の目的を達成するために必要があると認めるときは、市以外の者に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができること。(第20条関係)

20 貸付けの期間

作品の貸付期間は、3箇月を超えることができないこと。(第21条関係)

21 貸付けの承認

作品の貸付けを受けようとする者は、市長の承認を受けなければならないこと。(第22条関係)

22 承認の基準

市長は、作品の品位を損なうおそれがある場所に展示すると認めるとき等は、貸付けの承認をしてはならないこと。(第23条関係)

23 承認の取消し等

市長は、借受人が条例に違反したとき等においては、貸付けの承認を取り消す

ことができること。(第24条関係)

24 指定管理者による管理

川湊館の管理は、指定管理者に行わせることができ、その業務は、川湊館の使用及びその制限に関する業務等とすること。(第25条関係)

25 利用料金

川湊館の指定管理者に、川湊館の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができること。また、川湊館の利用者は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならないこと。(第26条関係)

26 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第27条関係)

27 附則

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例のうち住吉屋歴史資料館を廃止すること。(附則第2項関係)

(3) この条例の施行に伴い、豊岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例について所要の規定の整備をすること。(附則第3項関係)

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>豊岡市立住吉屋歴史資料館</u> <u>豊岡市竹野町竹野422番地</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条の5 <u>豊岡市立出石明治館及び豊岡市立住吉屋歴史資料館の施設のうち、別表第3及び別表第4</u>に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料及び入館料の徴収)</p> <p>第5条 市長は、第4条の5第1項の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から、別表第3及び別表第4に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第2条第1号から第3号まで及び第5号の歴史資料館において、展示している資料を閲覧しようとする者から別表第5に定める入館料を徴収する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 第5条から第7条までの規定にかかわらず、別表第3から別表第5までに掲げる施設が前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる歴史資料館である場合は、当該施設の利用者又は観覧者は、当該表</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条の5 <u>別表第3</u> に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料及び入館料の徴収)</p> <p>第5条 市長は、第4条の5第1項の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から、別表第3 <u>に定める使用料を徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第2条第1号から第3号まで <u>の歴史資料館において、展示している資料を閲覧しようとする者から別表第4に定める入館料を徴収する。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 第5条から第7条までの規定にかかわらず、別表第3及び別表第4 <u>に掲げる施設が前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる歴史資料館である場合は、当該施設の利用者又は観覧者は、当該表</u></p>

に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる歴史資料館に係る別表第3から別表第5までの規定の適用については、別表第3及び別表第4中「使用料」とあり、別表第5中「入館料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 略

別表第1（第4条の3関係）

名称	休館日
豊岡市立出石史料館 ～	略
豊岡市立出石家老屋敷	
豊岡市立出石加藤弘之生家	日曜日及び国民の祝日に関する法律 第3条の休日以外の日並び に12月28日から翌年の1月4日まで
豊岡市立住吉屋歴史資料館	水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

別表第2（第4条の4関係）

名称	開館時間
豊岡市立出石史料館 ～	略
豊岡市立出石加藤弘之生家	

に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる歴史資料館に係る別表第3及び別表第4の規定の適用については、別表第3中「使用料」とあり、別表第4中「入館料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 略

別表第1（第4条の3関係）

名称	休館日
豊岡市立出石史料館 ～	略
豊岡市立出石家老屋敷	
豊岡市立出石加藤弘之生家	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）第3条の休日以外の日並び に12月28日から翌年の1月4日まで

別表第2（第4条の4関係）

名称	開館時間
豊岡市立出石史料館 ～	略
豊岡市立出石加藤弘之生家	

豊岡市立住吉屋歴史資料館	午前9時から午後5時まで（伝承交流館については、午前9時から午後10時まで）。ただし、午後4時30分以降は、観覧のための入館はできない。
--------------	--

別表第4（第4条の5、第5条関係）

豊岡市立住吉屋歴史資料館

施設	使用料		
	午前9時から午後1時から午後6時から午後零時まで	午後5時まで	午後10時まで
伝承交流館	750円	1,000円	1,000円
文化交流館	750円	1,000円	—
芸術交流館	750円	1,000円	—

備考

- 2以上の時間帯を連続して使用するときは、引き続き使用する時間帯の使用料は、この表に規定する額の2分の1に相当する額とする。
- 伝承交流館において2室以上使用するときは、2室からの使用料は、この表に規定する額の2分の1に相当する額とする。

別表第5（第5条関係）

名称	入館料	
	区分	個人
	(1人1回につき)	(1人1回につき)
	き)	き)
豊岡市立出石史料館		

別表第4（第5条関係）

名称	入館料	
	区分	個人
	(1人1回につき)	(1人1回につき)
	き)	き)
豊岡市立出石史料館		

~ 豊岡市立住吉屋歴史資料館（文化交流館、芸術交流館）	略 大人 学生及び子ども	300円 150円 200円 100円
~ 豊岡市立出石家老屋敷		
備考 1・2 略 3 「子ども」とは、6歳以上で大人及び学生以外の者をいう。		

第86号議案

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により放課後児童クラブの利用を自粛した場合
の使用料の特例を定めるため。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により児童クラブの利用を自粛した場合の使用料の特例）

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定による知事からの要請に基づく児童クラブの利用の自粛その他市長がこれに準ずると認めるものにより当該児童クラブの利用を自粛した場合の月額の使用料については、日割りによって計算して得た額とする。

5 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月曜日から金曜日までの利用 別表第2に定める利用する月の使用料の額を20で除して得た額に、利用した月の月曜日から金曜日までの日の当該児童の利用できる日数（20を超えるときは、20とする。）から当該月曜日から金曜日までの日の利用を自粛した日数を差し引いた日数（20を超えるときは、20とする。）を乗じて得た額とする。

(2) 土曜日の利用 第6条第2項に規定する使用料の額を5で除して得た額に、利用した月の土曜日の当該児童の利用できる日数から当該土曜日の利用を自粛した日数を差し引いた日数を乗じて得た額とする。

（新型コロナウイルス感染症の影響により小学校の休業日が短縮された場合の使用料の特例）

6 令和2年7月1日から同年8月31日までの間の児童クラブの利用で新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により小学校の休業日が短縮された場合において、別表第2の規定の適用については、同表中「月額8,000円」とあるのは「月額7,000円」と、「月額10,000円」とあるのは「月額7,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により放課後児童クラブの利用を自粛した場合の月額の使用料は、日割りで計算した額とすること。(附則第4項、第5項関係)
- (2) 令和2年7月1日から同年8月31日までの間の児童クラブの利用で新型コロナウイルス感染症の影響により小学校の休業日が短縮された場合の月額の使用料は、7,000円とすること。(附則第6項関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から適用すること。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により児童クラブの利用を自粛した場合の使用料の特例)</u></p> <p>4 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定による知事からの要請に基づき児童クラブの利用の自粛その他市長がこれに準ずると認められるものにより当該児童クラブの利用を自粛した場合の月額の使用料については、日割りによって計算して得た額とする。</u></p> <p>5 <u>前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日から金曜日までの利用 別表第2に定める利用する月の使用料の額を20で除して得た額に、利用した月の月曜日から金曜日までの日の当該児童の利用できる日数(20を超えるときは、20とする。)から当該月曜日から金曜日までの日の利用を自粛した日数を差し引いた日数(20を超えるときは、20とする。)を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) <u>土曜日の利用 第6条第2項に規定する使用料の額を5で除して得た額に、利用した月の土曜日の当該児童の利用できる日数から当該土曜日の利用を自粛した日数を差し引いた日数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により小学校の休業日が短縮され</u></p>

た場合の使用料の特例)

6 令和2年7月1日から同年8月31日までの間の児童クラブの利用で
新型コロナウイルス感染症の影響により小学校の休業日が短縮され
た場合において、別表第2の規定の適用については、同表中「月額8,000
円」とあるのは「月額7,000円」と、「月額10,000円」とあるのは「月
額7,000円」とする。